



神奈川県
県土整備局 道路部 道路管理課



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県

神奈川県無電柱化推進計画

令和4年3月

神奈川県 県土整備局

目 次

1. 計画の背景と目的	1
2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針	2
1) 神奈川県における無電柱化の現状	2
2) 無電柱化の取組姿勢	2
3) 無電柱化事業の課題	3
4) 無電柱化事業に優先的に取り組む区間	3
3. 実施計画	4
1) 実施計画の期間	4
2) 実施計画における目標	4
3) 実施計画箇所	5
4. 無電柱化の推進に関する施策等	6
1) 無電柱化の事業手法	6
2) 占用制度の運用	7
3) 関係者間の連携の強化	8
4) 広報・啓発	8
5) 無電柱化情報の共有	9
5. 実施計画箇所以外の対応	9

1. 計画の背景と目的

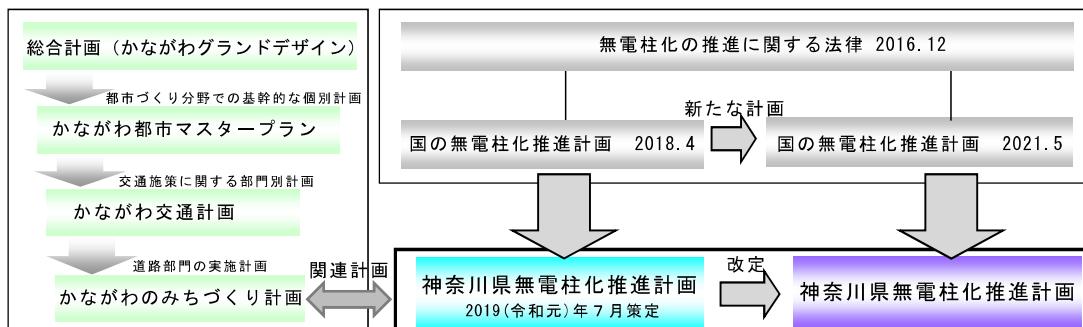
道路上の電柱、電線は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子使用者の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々のリスクがあります。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にあります。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下「無電柱化法」という。）」が平成28年に成立、施行されました。

無電柱化法第8条では、国の無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての都道府県無電柱化推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定しています。

そこで、県では、交通施策に関する部門別計画である「かながわ交通計画」を支え道路部門の実施計画となる「かながわのみちづくり計画」を踏まえ、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めた「神奈川県無電柱化推進計画」を令和元年7月に策定し、防災、安全・円滑な交通の確保、景観形成の3つの観点から、無電柱化を推進してきました。

こうした中、国が令和3年5月に新たな計画を定めたことから、これを基本として無電柱化を一層推進するべく、今後5年間で無電柱化に取り組む箇所をとりまとめ、「神奈川県無電柱化推進計画」を改定することとしました。



なお、社会情勢の変化や実施状況、国の無電柱化推進計画の動向などを見て、必要に応じて計画を見直していきます。

本計画は、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）が目指すゴールのうち、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」を中心として理念を共有しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 神奈川県における無電柱化の現状

神奈川県が道路法に基づき管理する道路（以下「県管理道路」という。）における無電柱化は、昭和 61 年度から国の電線類地中化計画などに基づき、関係者の協力の下、国道 134 号などの緊急輸送道路や観光地である鎌倉市若宮大路などで電線共同溝等の整備を進め、令和 2 年度末の整備済延長は約 25.2km となり、これは県管理道路の全延長（約 1,070km）の約 2.4% に相当します。

主な整備箇所	
昭和 61 年度～平成 2 年度 (第 1 期電線類地中化計画)	県道 21 号(横浜鎌倉) 鎌倉市若宮大路など
平成 3 年度～平成 6 年度 (第 2 期電線類地中化計画)	県道 305 号(江ノ島) 藤沢市江の島など
平成 7 年度～平成 10 年度 (第 3 期電線類地中化計画)	国道 134 号 横須賀市久里浜など
平成 11 年度～平成 15 年度 (新電線類地中化計画)	県道 603 号(上粕屋厚木) 厚木市栄町など
平成 16 年度～平成 20 年度 (無電柱化推進計画)	県道 311 号(鎌倉葉山) 逗子市逗子など
平成 21 年度～平成 30 年度 (無電柱化に係るガイドライン)	県道 75 号(湯河原箱根仙石原) 湯河原町宮上など
令和元年度～令和 2 年度 (無電柱化推進計画)	国道 467 号 藤沢市片瀬海岸

2) 無電柱化の取組姿勢

県管理道路上には、依然として約 15,000 本の電柱が設置されています。こうした電柱が撤去されると、地震時に倒壊して道路を塞ぐおそれのある電柱や電線がなくなり、災害時の緊急輸送を担う道路が確保されます。また、歩行者や自転車の通行の支障となる電柱がなくなり、車椅子の方なども通行しやすくなるなど、歩道のバリアフリー化が図られます。さらに、まちなみ景観が向上するなど、良好な都市景観の形成に寄与します。

そこで、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。（無電柱化法第 2 条）」との基本理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、①防災、②安全・円滑な交通確保、③景観形成の 3 つの観点から、以下の県管理道路において無電柱化を推進します。

① 防災

地震等の大規模災害発生直後から、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、緊急輸送道路において無電柱化を推進します。

② 安全・円滑な交通確保

歩行者や車椅子使用者など、誰もが安全で移動しやすい歩行空間の確保が求められる道路において無電柱化を推進します。

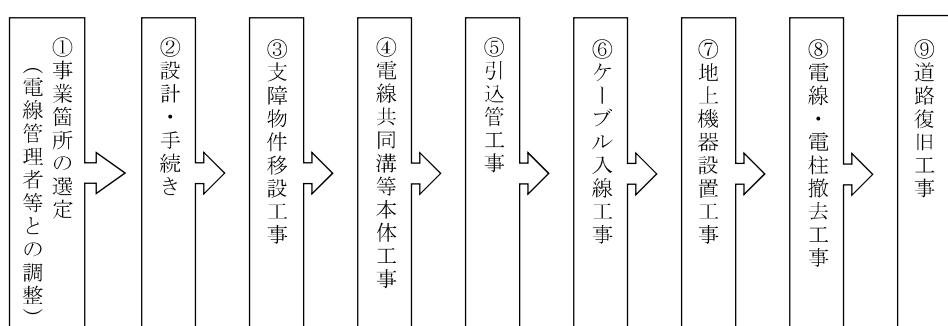
③ 景観形成

良好な景観を保全・形成し、地域の魅力アップや活性化を図るため、景観形成が望まれる地域内の道路において無電柱化を推進します。

3) 無電柱化事業の課題

無電柱化事業の主な整備方式となっている電線共同溝の整備では、1km当たり約5.3億円と多額の費用がかかることや（国土交通省試算）、すでに水道やガスなどが埋設されている地下空間に新たに管路を敷設するため、設計段階から電線管理者だけでなく、占用企業者や沿道にお住いの方々との調整が必要で、その後、支障となる埋設物の移設などの、多くの段階を踏む必要があることから、一般的に完成までに7年から10年程度の長い期間を要するなどの課題があります。

〈無電柱化事業の流れ（電線共同溝の整備例）〉



4) 無電柱化事業に優先的に取り組む区間

こうした課題を踏まえ、2) 無電柱化の取組姿勢で示した3つの観点に基づく無電柱化を推進する道路のうち、特に重要な以下の区間で優先的に無電柱化事業に取り組みます。

① 防災

総延長272km

発災直後の迅速な応急対策活動に重要となる市町村庁舎などの災害対策本部周辺、災害時に医療救護活動の中心となる災害拠点病院周辺

② 安全・円滑な交通確保

総延長141km

高齢者、障がい者などが利用する施設があり市町村が移動円滑化基本構想で定めた重点整備地区、乗降客数の多い駅周辺

③ 景観形成

総延長216km

良好な景観を形成する地区として市町村の景観計画等で定められた地区、主要観光地周辺、駅前商店街の目抜き通り

3. 実施計画

1) 実施計画の期間

国の無電柱化推進計画の期間に合わせ、2025（令和7）年度までとします。

2) 実施計画における目標

令和元年に策定した計画では、県管理道路の10.2kmで無電柱化事業に着手（事業中の箇所を含む）することを目標とし、令和2年度末までに9.8kmで事業に着手しました。

本改定計画では、着手した箇所の事業を引き続き推進するとともに、新たに19.6kmで事業に着手することを目標とします。

① 防災

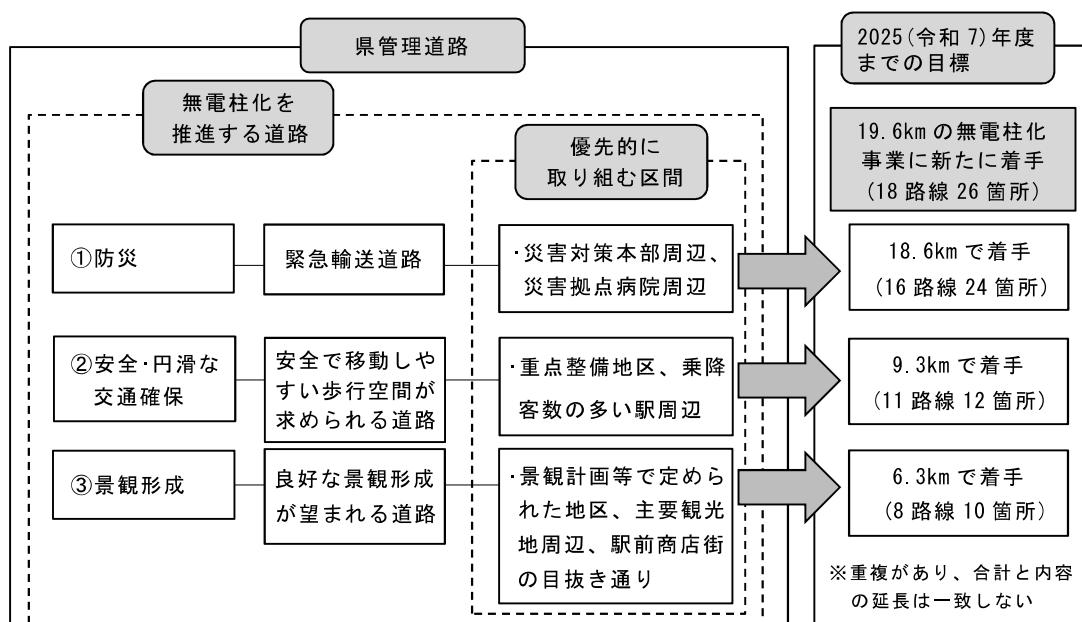
災害対策本部や災害拠点病院周辺の緊急輸送道路で18.6kmの無電柱化事業に着手 7%（2020年度末着手率）→14%（2025年度末着手率）

② 安全・円滑な交通確保

重点整備地区や乗降客数の多い駅周辺の道路で9.3kmの無電柱化事業に着手 14%（2020年度末着手率）→20%（2025年度末着手率）

③ 景観形成

景観計画等で定められた地区、主要観光地周辺や駅前商店街の目抜き通りで6.3kmの無電柱化事業に着手 10%（2020年度末着手率）→13%（2025年度末着手率）



新たに事業に着手する19.6kmと、令和元年に策定した計画で事業に着手した9.8kmのうち整備済を除く8.8kmが完成すると、約770本の電柱が撤去されます。

3) 実施計画箇所

【新規事業箇所】

<実施計画箇所図は巻末に示す>

番号	路線名	箇所	道路延長 (km)		
			内訳		
			①防災	②安全円滑	③景観
①	国道 1 号	箱根町湯本	0.23	0.23	0.23
②	国道129号	厚木市岡田	0.70	0.70	
③	国道129号	厚木市酒井	0.40	0.40	0.40
④	国道129号	厚木市戸田	0.50	0.50	
⑤	国道134号	横須賀市大津町	1.00	1.00	1.00
⑥	国道134号	三浦市初声町	0.20	0.20	0.20
⑦	国道255号	小田原市栄町	0.73	0.73	0.73
⑧	国道467号	藤沢市片瀬海岸	0.33	0.33	0.33
⑨	県道22号 (横浜伊勢原)	厚木市戸田	1.00	1.00	
⑩	県道22号 (横浜伊勢原)	海老名市本郷	2.10	2.10	
⑪	県道23号 (原宿六ツ浦)	鎌倉市岩瀬	0.53	0.53	0.53
⑫	県道30号 (戸塚茅ヶ崎)	藤沢市辻堂太平台	0.60	0.60	0.60
⑬	県道42号 (藤沢座間厚木)	座間市入谷西	0.69	0.69	0.69
⑭	県道42号 (藤沢座間厚木)	綾瀬市早川城山	0.31	0.31	0.31
⑮	県道42号 (藤沢座間厚木)	綾瀬市早川	0.98	0.98	0.98
⑯	県道43号 (藤沢厚木)	藤沢市本町	0.55	0.55	0.55
⑰	県道61号 (平塚伊勢原)	伊勢原市伊勢原	0.46		0.46
⑱	県道71号 (秦野二宮)	二宮町一色	2.26	2.26	2.26
⑲	県道73号 (小田原停車場)	小田原市城山	0.46	0.46	0.46
⑳	県道74号 (小田原山北)	小田原市久野	1.48	1.48	1.48
㉑	県道78号 (御殿場大井)	南足柄市関本	0.30	0.30	
㉒	県道78号 (御殿場大井)	南足柄市竹松	0.30	0.30	
㉓	県道78号 (御殿場大井)	大井町金子	0.30	0.30	
㉔	県道301号 (大船停車場)	鎌倉市大船	0.58		0.58
㉕	県道304号 (腰越大船)	鎌倉市上町屋	0.60	0.60	
㉖	県道711号 (小田原松田)	大井町西大井	2.00	2.00	
計			19.59	18.55	9.25
					6.27

【事業継続箇所】

番号	路線名	箇所	道路延長 (km)		
			内訳		
			①防災	②安全円滑	③景観
1	国道129号	平塚市大神	1.10	1.10	1.10
2	国道134号	横須賀市根岸町	0.40	0.40	
3	国道134号	三浦市初声町	0.50	0.50	
4	国道255号	小田原市栄町	0.27	0.27	0.27
5	国道412号	厚木市松枝	0.45	0.45	0.45
6	国道467号	藤沢市藤沢	0.12	0.12	0.12
7	県道30号 (戸塚茅ヶ崎)	藤沢市辻堂元町	0.35	0.35	0.35
8	県道42号 (藤沢座間厚木)	綾瀬市早川	0.56	0.56	0.56
9	県道61号 (平塚伊勢原)	平塚市平塚	0.43		0.43
10	県道61号 (平塚伊勢原)	伊勢原市伊勢原	0.50		0.50
11	県道71号 (秦野二宮)	二宮町二宮	0.75	0.75	0.75
12	県道75号 (湯河原箱根仙石原)	湯河原町土肥	0.31	0.31	0.31
13	県道78号 (御殿場大井)	開成町吉田島	1.15	1.15	
14	県道301号 (大船停車場)	鎌倉市大船	0.73		0.73
15	県道601号 (酒井金田)	厚木市幸町	0.40		0.40
16	県道612号 (上粕屋南金目)	秦野市鶴巻南	0.32		0.32
17	県道705号 (堀山下秦野停車場)	秦野市本町	0.25		0.25
18	県道711号 (小田原松田)	松田町松田惣領	0.20	0.20	0.25
計			8.79*	6.16	4.57
					3.42

※令和元年の計画で着手した9.77kmのうち0.98kmは整備済

新規事業箇所 18路線26箇所 19.59km

事業継続箇所 16路線18箇所 8.79km

実施計画箇所計 23路線44箇所 28.38km

4. 無電柱化の推進に関する施策等

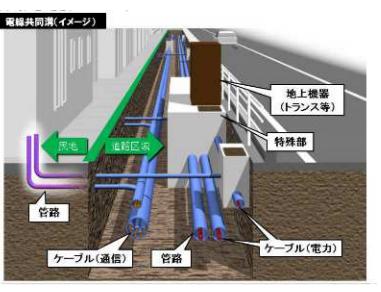
1) 無電柱化の事業手法

以下の事業手法により、無電柱化を推進します。事業手法は、地域の方々や電線管理者等との調整を踏まえ決定します。

① 電線共同溝方式による無電柱化

無電柱化の主な事業手法で、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線及び地上機器等を整備する方式です。

電線共同溝の整備に関しては、電線管理者等が既存の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を推進します。また、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式の採用に向けた検討や新技術活用の検討を進めます。

電線共同溝方式		低コスト手法	
電線共同溝(イメージ)		浅層埋設方式	小型ボックス活用埋設方式
			

出典：国土交通省ホームページ

② 電線共同溝方式以外の地中化による無電柱化

電線管理者による単独地中化方式や、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、地域の方々の合意形成等、無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力します。

※ 単独地中化方式：電線管理者が管路設備を整備する方式

要請者負担方式：土地や建物の所有者が要請者として整備する方式

③ 裏配線方式・軒下配線方式による無電柱化

地域の方々の合意が得られる道路においては、低コストで無電柱化を実施可能な裏配線方式や軒下配線方式による整備を検討します。



出典：国土交通省ホームページ

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

道路事業や市街地開発事業その他これに類する事業が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請します。県では、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力します。

2) 占用制度の運用

道路における占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進します。

① 占用制度の適切な運用

国が防災の観点から緊急輸送道路において実施している新設電柱の占用を制限する措置などについて、県においても以下のとおり取り組むとともに、占用制限措置の拡大などについて、国等の動向を踏まえ検討します。

<現在の取組>

○ 新たな電柱の占用制限

県管理道路のうち緊急輸送道路において、新規の電柱の占用を原則として認めないこととしました。

占用制限開始日：平成30年9月19日

○ 電線類の埋設深さの基準の緩和

県管理道路において、道路の地下に埋設する電線、電気事業等の管路の埋設深さを従来に比べ「20cm」浅くできることとしました。

施行日：平成30年4月1日

② 占用料の減免措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した管路等について、国に準じて占用料の減免措置を講じます。

<現在の取組>

○ 占用料の減免措置

県管理道路において、道路の地下に埋設する電線事業者の管路等の道路占用料を免除し、電線共同溝に併設する地上機器の道路占用料を規定額の9分の1に減額することとしました。

施行日：令和3年4月1日

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

国、県、市町村、交通管理者及び電線管理者からなる神奈川県無電柱化地方協議会を活用し、計画箇所の調整等無電柱化の推進に関する調整を行います。

具体的な無電柱化事業実施箇所においては、事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成の円滑化を図るため、必要に応じ、地元関係者や電線管理者等の協力を得て、地元の協議会等を設置します。

② 工事の連携

無電柱化を実施する際、工事関係者は相互に工事を調整し、コスト、工期を縮減するなど、効率的に整備するよう努めます。

③ 民地等の活用

道路空間に余裕がない場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進めます。

4) 広報・啓発

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、広報・啓発を行います。

5) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図ります。

5. 実施計画箇所以外の対応

無電柱化を推進する道路において、「3. 実施計画」の「3) 実施計画箇所」以外でも、事業化に向けた検討・調整が進み、地域の方々や電線管理者との合意が得られるなど、事業実施の環境が整った箇所については、無電柱化事業に着手します。

なお、地元市町村等から無電柱化の要望があり、地元市町村等が主体となって事業化に向けた検討・調整が行われる際は、支援・協力します。

